

2018年3月9日

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(案) についての意見

公益財団法人公益法人協会 理事長 雨宮孝子

(該当箇所)

1頁～2頁「はじめに」

(理由)

基本方針(案)の冒頭「はじめに」で、「本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」であり、「効果的な手法等について広範かつ発展的な展開等を進め、社会における大きな変革(ソーシャル・イノベーション)の実現を目指すこととする」としているが、限りのある国民の預金等を用いる以上、国民が納得し得るためにも、当面は、法第17条第1項において規定された、①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に集中して、休眠預金等を活用すべきである。

さらに本制度は、国民の預金等を原資とするものであり、民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべきというのが、その背景にある。それ故に、活動の透明性の確保を図るとともに、国民に分かりやすい活動を通じて、その理解を得る必要がある。このことから、上記①～③の活動を支援して社会の諸課題を解決していくことこそが、指定活用団体等の本来のあり方であると考えられる。

また、上記①～③の活動による社会の諸課題の解決のためには、適切かつ円滑に資金が分配される必要がある。そのためには、指定活用団体等は、現場の実情を充分把握し、適正かつ柔軟な執行を行える人材を理事に登用するなど、あくまでその活動に資する適切な組織運営体制を築くべきである。